

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
バヌアツ	バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	2019.4.16 ポートビラ (同日)	日本側 勝又晴美在バヌアツ大使館大使 バヌアツ側 ラルフ・レダ バヌアツ外務・国際協力・貿易大臣 日本側 中山展宏外務大臣 バヌアツ側 ラルフ・レダ バヌアツ外務・国際協力・貿易大臣	2019.5.13 3号
バヌアツ	テオウヤ橋災害復興計画のため贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の交換公文	テオウヤ橋災害復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,715,000千円 2026.12.31まで	2019.12.16 ポートビラ (同日)	日本側 中山展宏外務大臣 バヌアツ側 ラルフ・レダ バヌアツ外務・国際協力・貿易大臣	2020.1.6 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。